

川崎市指令環廃第161号

産業廃棄物処理施設設置許可証

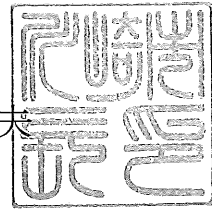
平成25年10月24日

住所 川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号

氏名 株式会社エバーグリーンライン
代表取締役 比嘉 良弘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川崎市長 阿部 孝 夫



許可の年月日	平成25年10月24日	許可番号	1224
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設 (処理する産業廃棄物の種類は、廃プラスチック類、木くず)		
設置場所	川崎市川崎区扇町1番1 (扇町9番1号)		
処理能力	廃プラスチック類 5.5t/日 (9時間稼働) 木くず 15.9t/日 (9時間稼働)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置 (変更) に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る採決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。
株式会社 エバーグリーンライン

川崎市指令環廃 第 712 号

産業廃棄物処理施設設置許可証

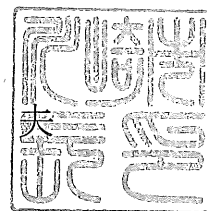
平成 18 年 8 月 11 日

住 所 川崎市川崎区貝塚一丁目 1 番 5 号

氏 名 株式会社 エバーグリーンライン
代表取締役 比嘉良弘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川崎市長 阿 部 孝



許可の年月日	平成 18 年 8 月 11 日	許可番号	1 1 7 5
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	木くず又はがれき類の破碎施設 (がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)		
設置場所	川崎市川崎区扇町 1 番 1		
処理能力	315 t / 日 (9 時間稼動) 35 t / 時間		
許可の条件	この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。 株式会社 エバーグリーンライン		
規則第 11 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、川崎市を被告として (川崎市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

川崎市指令環廃第262号

産業廃棄物処理施設設置許可証

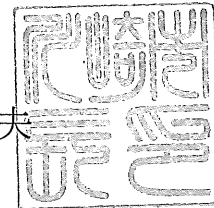
平成24年10月12日

住所 川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号

氏名 株式会社エバーグリーンライン
代表取締役 比嘉 良弘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川崎市長 阿部 孝 夫



許可の年月日	平成24年10月12日	許可番号	1217
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず又はがれき類の破碎施設 (処理する産業廃棄物の種類は、がれき類、ガラスくず)		
設置場所	川崎市川崎区扇町1番1 (扇町9番1号)		
処理能力	37.8t/日 (9時間稼働)		
許可の条件	この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。 株式会社 エバーグリーンライン		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る採決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。